

「平成28年度以降の森林環境税について（案）」
 に対する県民意見募集の結果について

- ・ 募集期間：平成27年10月5日（月）～平成27年11月4日（水）
- ・ 提出状況：12名（18件）

項目	番号	提出件数	意見の概要	県の考え方
総論	1	2	自然災害等の防止のため、環境保護に取り組む必要がある。森林環境税は必要。	森林は、「木材生産」のみならず、「県土の保全」や「水源のかん養」等の多面的な機能を有しています。今後もこの機能を維持・増進していくため、保安林や林地開発制度、伐採届等の適正な運用はもちろんのこと、森林環境税を活用しながら、荒廃森林の機能回復、里山の整備・利活用など持続可能な森林づくりを進め、自然災害の防止に努めていきます。
	2	1	緑多い、まちづくりを応援している。森林環境税は継続して欲しい。	県では、緑化基本計画を作成し、環境緑化用苗木の配布や特別保護樹木の保全など緑豊かなまちづくりを推進しています。 今後も緑豊かな住みよい県土づくりを推進していくために、森林環境税を活用して、身近な里山林の保全や森林ボランティア活動等を推進していきます。
森林の整備	3	1	公共造林補助金の予算が減少しているので、森林整備事業に予算を振り分けて欲しい。	森林環境税を用途で見ると、森林整備事業への活用が最も多く、これまでの税収の約半分を充当しています。 特に近年は、主伐の拡大に伴い、確実な再造林が必要になっていることから、森林環境税を活用した先駆的な取組として、植栽本数を2,000本/ha以下に減らす低コスト再造林の普及に取り組んでおり、昨年度は再造林面積の74%を占めるまで拡大しているところです。
県産材活用	4	2	小学校の机・椅子に県産材が使われていると聞き、うれしく思う。木の温もりを小さい頃から感じてもらうような取り組みは大切だと思う。	子ども達に木の温もりを感じ、木材の良さを理解してもらう機会づくりに向けて、木のおもちゃに自由に触れて遊べる木育教室、保育園等への木製教材導入支援などの木育活動を行っています。 今後も次世代を担う子どもたちに木材にふれ親しんでもらうため、学校現場等での利活用を進めていきます。
	5	2	木製ガードレール、公園等の柵、四阿（あずまや）などへの活用を望む。また、木材を使った道具を備えた、木とふれあえるような公園を作りたい。	県では公共建築物等の木造化・内装木質化や木製ガードレール等への地域材の活用を進めるとともに、森林環境税を活用して、九州自然歩道の木道や由布岳等の登山者向けトイレの整備も行っているところです。 今後も引き続き、身近で目に見える形での県産材の利活用を進めることで、林業生産活動の活性化や森林資源の循環利用を促進します。

項目	番号	提出件数	意見の概要	県の考え方
山の管理	6	1	森林の管理が行き届いていない地域においては、森林を管理する団体・組織の設立を進め、その設立に係る費用について森林環境税を充当したらどうか。	所有者が管理できない森林については、森林組合や新たな林業事業体等による管理受託を進めるとともに効率的な管理が実施できるよう施業地の集約化を推進しています。 今後も地域の森林を健全に保全していくため、ご提案も踏まえて、森林管理の担い手の育成等に取り組んでいきます。
	7	1	森林の管理を義務づける法律又は条例を制定し、所有者に費用負担を求めれば管理が徹底され、災害等の減少につながるのではないかと。	森林・林業基本法において、森林所有者が森林を適正に整備・保全するという努力義務が既に課せられています。県は、これら森林に関する法令に基づき、引き続き適正な森林整備への誘導等を行っていきます。 その一方で、「県土の保全」や「水源のかん養」等の公益的機能を発揮する森林は、県民共通の財産ともいえることから、森林環境税を活用して荒廃森林の整備等を進め、自然災害の防止等に取り組んでいるところです。
獣害対策	8	1	イノシシ等の駆除に力を入れるのではなく、イノシシ等の生息できる場所（山・地域）を確保することで、市街地への出没を防ぐことができるのではないかと。	生活環境を保全し、林業の健全な発展を図るためには、引き続き適切な獣害対策を行うことが必要と考えております。 一方で、自然や生物との共生のため、森林環境税を活用して、身近な里山の整備や、木材生産に適さない人工林の天然林化など、生物多様性に富んだ環境林へと誘導する取組も進めています。
広報	9	1	森林環境税を使った事業についてももっと県民にわかりやすく周知して欲しい。	森林環境税制度及び関係事業等については、これまで県ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、パンフレット、広報誌等のほか、各種イベント等を通じて広報を行ってきました。 また、名勝耶馬溪における景観再生事業などでは、森林環境税を活用して実施した旨を表示しているところです。 今後は、このような目に見える形での広報を進めることで、森林環境税をより身近に感じ、また理解を深めてもらえるよう努めていきます。
	10	3	森林環境税を使って建てた施設などに看板等を設置するなど、森林環境税の使っている状況が目に見えるようにして欲しい。	
	11	1	税を徴収する以上、もっと認知度を上げる必要があると思う。また使途事業についても関係者のみならず、多くの県民に周知して欲しい。	
県民参加	12	2	子供達に木をどのように利用しているか説明して欲しい。また、子供達が参加できるイベント等に使って欲しい。	幼少期から、森林の持つ多面的機能や森林整備の重要性、木材利用の意義に関して理解を深めてもらうことは重要なことから、森林環境税を活用し、子供達を対象とした「森林体験教室」や「木育教室」に取り組んでいます。 これからも、多くの子供達が森や木にふれ親しんでもらえるよう、学校や地域等において、森林環境教育や木育活動、森林体験イベント等に取り組んでいきます。